

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託

	ページ数
1 入札公告.....	1～3
2 入札説明書.....	4～8
3 入札説明書様式.....	9～18
4 仕様書.....	19～23
5 契約書案.....	24～34

- ※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係書類受領書」を必ずご提出ください。
- ※2 各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 久保田 三善

電話番号：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月9日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託

(2) 調達数量

入札説明書及び仕様書による。

(3) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行期間及び履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所。

(6) 入札方法

入札金額は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システムの利用

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。

(7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (11) 警備業法第4条の認定を都道府県公安委員会からを受けている者であること。

3 競争執行の場所及び日時等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課会計第二係 電話 082-221-9241
広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)
→「調達・売払情報」→「入札情報」→「役務の提供等」
電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>
- (2) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3(1)に同じ。
- (3) 入札説明書交付期間
令和6年12月9日（月）から令和7年1月14日（火）まで
- (4) 競争参加資格確認関係書類の受領期限及び提出場所
受領期限 令和7年1月23日（木）12時00分
提出場所 3(1)に同じ。
- (5) 入札書の受領期限及び提出場所
受領期限 令和7年1月24日（金）13時50分
提出場所 3(1)に同じ。
- (6) 開札の日時及び場所
日時 令和7年1月24日（金）14時00分
場所 広島労働局総務部総務課内

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加する者は、あらかじめ、広島労働局の交付する仕様書を受け、使用内容に応じた契約を締結できるようにすること。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者、その他入札の条件に違反した入札者は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要。原則、電子契約による。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、会計法第29条の6の規定により、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、最低価格の入札者を落札者としがない場合がある。

(＊低入札価格調査基準を適用する。)

(7) 契約締結について

契約締結日までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合は、契約内容等に変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

(8) 手続における交渉の有無

無。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

「令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託」の入札については、この入札説明書によるものとする。

なお、本案件は、「低入札価格調査基準」を適用するため、基準額を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力する義務がある。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

2 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託

(2) 数量・規格等

仕様書による。

(3) 履行期間又は履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は総価で行う。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を提出すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、当局に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。
 - ※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (11) 警備業法第4条の認定を都道府県公安委員会から受けている者であること。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。
 - 書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。
 - ア 提出期限
令和7年1月14日（火） 17時00分
 - イ 提出先
広島市中区上八丁堀6番30号
広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田
電話番号：082-221-9241
メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp
 - ウ 提出方法
郵送、持参又はメールによって提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、広島労働局ホームページから仕様書を入手すること。

また、仕様書を入手した場合は、必ず入札関係書類受領書を提出すること。

- (1) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限
令和7年1月23日（木）12時00分
- (2) 提出書類
 - ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。
 - (ア) 入札参加届（兼自己申告書）（様式1）

- (イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
- (ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（様式2）
- (エ) 公安委員会認定証の写し

イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。
紙入札方式での参加について（様式3）

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

上記（2）に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により、上記5（1）イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和7年1月24日（金）13時50分

(2) 提出書類

ア 入札書（紙入札方式による場合、様式4）

イ 入札内訳書（任意様式）

ウ 委任状（様式5）（紙入札で代理人により入札する場合のみ）

(3) 提出方法及び提出場所

上記6（3）と同様とする。

8 落札者の決定方法

(1) 本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) なお、本入札には、予算決算及び会計令第85条に基づく基準が設定されている。

ア 基準額を下回った入札が行われた場合、入札執行者は入札者に対して「保留」宣言し、予算決算及び会計令第86条に規定する調査を行い、落札者を後日決定し通知することとする。

イ 基準額を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。

(3) 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和7年1月24日（金）14時00分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 開札は、指定した場所及び日時に行う。

イ 次に該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 上記6(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

エ 開札の結果、入札価格の100分の10に相当する額（消費税に相当する額）を加算した金額が予定価格以下とならないときは、直ちに再入札を行うこととする。

電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

(3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

ウ 「契約書(案)」は、確定したものではなく、契約の相手方決定後、協議の上決定することとする。

(5) 入札書提出と併せて、「入札内訳書」を提出すること。様式は任意とするが、「仕様書2警備区域」ごとの金額を表示すること。

また、契約締結日までに、配置する警備員について、少なくとも1年以上の警備業務を経験していることが確認できる資料を提出すること。

(6) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む。）をもって、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(7) 契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況により、仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

11 入札等に関する問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田

電話番号：082-221-9241

メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

◎ 様式等

- ・様式1 入札参加届（兼自己申告書）
- ・様式2 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・様式3 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・様式4 入札書（紙入札方式用）
- ・様式5 委任に関する届出書（紙入札方式用）

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第2係 久保田
MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託
---------	------------------------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

入札参加届（兼自己申告書）
【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- (1) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）
【 役務の提供等 】 の等級 () 等級
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
- (3) 入札参加届等書類（証明書等）及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。
はい ・ いいえ
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。 はい ・ いいえ
- (5) 社会保険等に参加し、入札書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がない。
はい ・ いいえ
- (6) 入札書提出期限の直近 1 年間に於いて、厚生労働省所管法令違反により、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けていない。
また、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。
はい ・ いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。
はい ・ いいえ
- (8) 警備業法第 4 条の認定を都道府県公安委員会から受けている者であること。
はい ・ いいえ

【添付書類】

- ①資格審査結果通知書（厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格）の写し
- ②暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（様式 2）
- ③公安委員会認定証の写し

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人

住 所

名 称

入札者名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名

令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託

2 電子調達システムでの参加ができない理由

紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特段ない場合には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

※ 電子調達システムでの参加業者については、提出不要

入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

入札者 住 所
名 称
入札者名
(代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託

入札金額 ¥

但し、消費税は除く。

- ※ 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- ※ 「入札金額内訳書」（経費の内訳が記載されたもの、任意様式）を添付すること。
- ※ 任意の番号を記載すること
なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

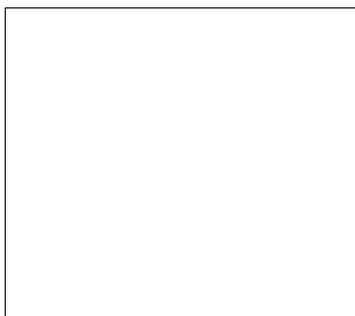
1 委任事項

- (1) 入札書の記入に関する事項
- (2) 入札書の提出に関する事項
- (3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

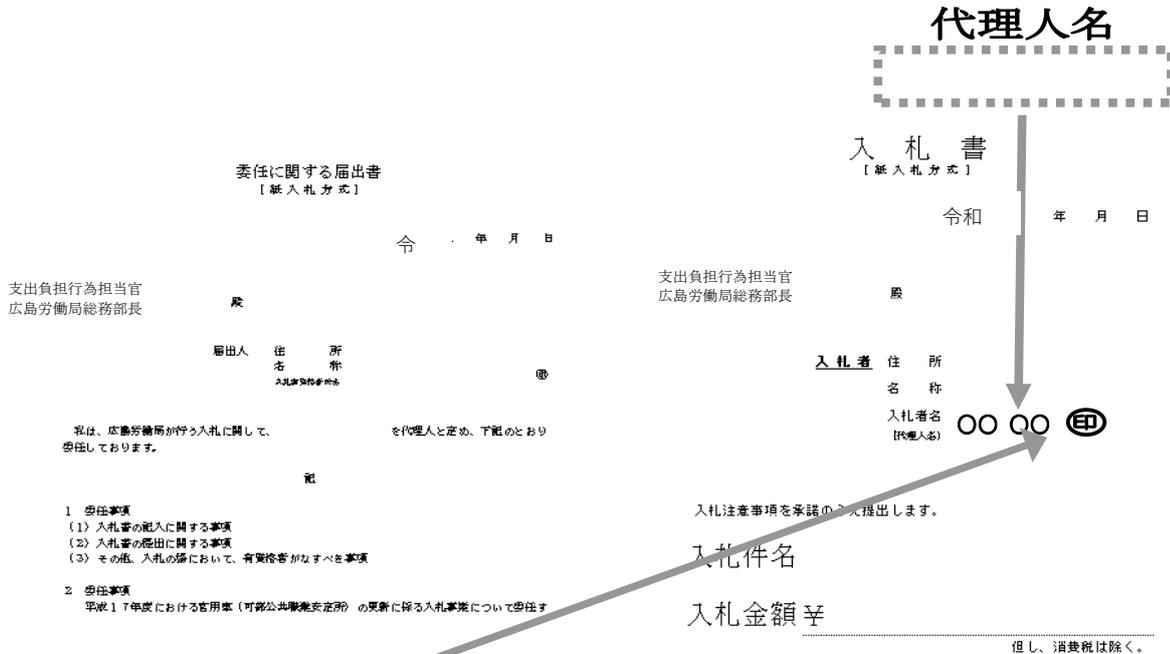
「令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託」の
入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑（入札書の押印を省略する場合は不要）



注意事項

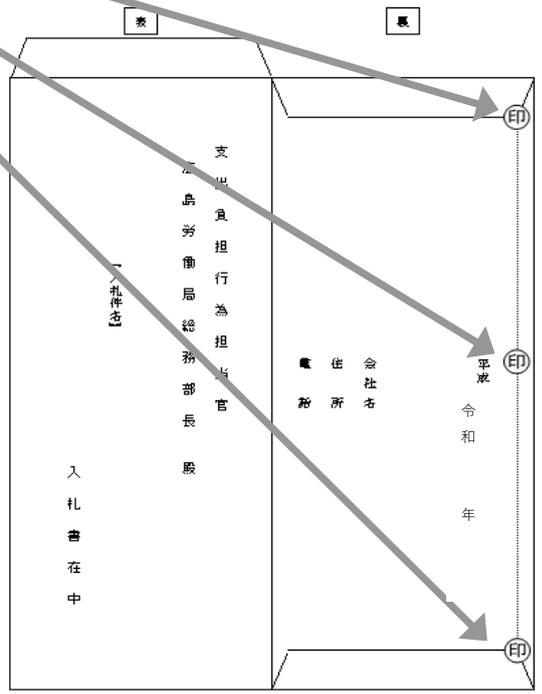
- 紙入札方式で代理人により入札する場合
令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」（様式5）を提出すること。
- 紙入札方式の入札書等の押印省略について
押印省略可であること。
ただし、入札書等に押印する場合は、以下の欄に押印することとし、代理人により入札する場合は、「委任に関する届出書」（様式3）の記の3欄に押印した印を使用すること。



代理人が入札書へ押印する印鑑を押印すること。

※令和4, 5, 6年度厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格「役務の提供等」の資格を有する者以外(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

【紙入札方式】封筒記載例



封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「メ」を記入してください。
入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p style="text-align: center;">支出負担行為担当官</p> <p style="text-align: center;">広島労働局総務部長 殿</p> <p>【入札件名】</p> <p>令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車 場案内等警備業務委託</p> <p style="text-align: center;">入札書在中</p>	<p style="text-align: center;">会社名、住所、電話番号 を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">会社名 住所 電話番号</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>

仕 様 書

令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託

1 概要

(1) 件名

令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託

(2) 業務の目的

警備を必要とする区域内において、警備業法に基づき、駐車・駐輪状況の点検・整理及び歩行者等の誘導を実施し、公道の混雑緩和と歩行者等の安全の確保を図る。

なお、広島公共職業安定所は、閉庁時間以降正面玄関を施錠するため、帰宅する来所者を速やかに裏口へ誘導し、他の事務室等への侵入を未然に防止することで、庁舎内の安全確保を図る。

2 対象施設及び警備区域

(1) 対象施設

番号	官署名	所在地
①	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル
②	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家6479-1
③	呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2
④	尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10
⑤	三原公共職業安定所	三原市館町1-6-10
⑥	可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南3-3-36
⑦	廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32

(2) 警備区域

入札関係書類受領書を提出した者及び受注者に、対象施設の図面を提供する。

(本件入札参加及び本件業務履行以外の目的で使用しないこと)。

なお、敷地外駐車場を有する施設があるため留意すること。

また、いずれの区域も状況により適宜変更することがあること。

3 業務委託期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで。

4 警備条件

警備を要する日は、閉庁日(土曜、日曜、祝日、国民の休日及び年末年始)(なお、本契約期間中の年末年始は、令和7年12月27日から令和8年1月4日まで)を除く242日とする。

詳細は、以下のとおり。

(1) 広島公共職業安定所

ア 警備体制

常時1名とする。

イ 警備時間

警備時間は、1日当たり7時間30分とする。

警備する時間帯は、9時00分から17時30分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(2) 広島西条公共職業安定所

ア 警備体制

常時警備1名及び短時間警備1名の計2名とする。

イ 警備時間

(ア) 常時警備

警備時間は、1日当たり6時間とする。

警備を行う時間帯は、9時00分から16時00分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(イ) 短時間警備

① 月曜日・水曜日

警備時間は、9時00分から13時00分までの4時間とする。

② 火曜日・木曜日・金曜日

警備時間は、1日当たり6時間とする。

警備を行う時間帯は、9時00分から16時00分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(3) 呉公共職業安定所

ア 警備体制

常時1名とする。

イ 警備時間

警備時間は、1日当たり6時間とする。

警備を行う時間帯は、9時00分から16時00分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(4) 尾道公共職業安定所

ア 警備体制

常時2名とする。

イ 警備時間

警備時間は、1日当たり7時間とする。

警備を行う時間帯は、8時30分から16時30分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(5) 三原公共職業安定所

ア 警備体制

常時1名とする。

イ 警備時間

警備時間は、1日当たり6.5時間とする。

警備を行う時間帯は、8時30分から16時00分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(6) 可部公共職業安定所

ア 警備体制

常時1名とする。

イ 警備時間

警備時間は、1日当たり6時間とする。

警備を行う時間帯は、9時00分から16時00分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(7) 廿日市公共職業安定所

ア 警備体制

常時2名とする。

イ 警備時間

警備時間は、1日当たり7時間とする。

警備を行う時間帯は、8時20分から16時20分まで、9時20分から17時20分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

5 業務内容

(1) 広島公共職業安定所

ア 来所者の駐輪状況の点検及び整理

イ 駐輪場所への誘導案内

ウ 庁舎内警備

エ 閉庁時間（17時15分）後の庁舎内における帰宅する来所者の誘導案内

オ その他、庁舎前公道における交通誘導と歩行者等の安全確保

(2) 広島西条公共職業安定所

ア 来所者の駐車、駐輪状況の点検及び整理（以下当所施設外の来所者専用駐車場を含む。）

イ 駐車場、駐輪場への誘導案内

ウ その他、駐車場内における交通誘導、公道からの進入路等での歩行者等の安全確保

(3) 呉公共職業安定所

ア 来所者の駐車、駐輪状況の点検及び整理

イ 駐車場、駐輪場への誘導案内

ウ 来所者による隣接する商業施設駐車場への駐車や公道上で通行の妨げとなる駐車を発見した場合における担当職員への通報

エ その他、駐車場内における交通誘導、公道からの進入路等での歩行者等の安全確保

(4) 尾道公共職業安定所

ア 図面A、B、Cエリアにおける来所者の駐車、駐輪状況の点検及び整理

イ 駐車場（図面A、B、Cエリア）、駐輪場（図面Aエリア）への誘導案内

ウ 来所者による隣接する商業施設駐車場への駐車や公道上で通行の妨げとなる駐車を発見した場合における担当職員への通報

- エ その他、駐車場内（図面A、B、Cエリア）における交通誘導、公道からの進入路等での歩行者等の安全確保
- (5) 三原公共職業安定所
 - ア 来所者の駐車、駐輪状況の点検及び整理
 - イ 駐車場、駐輪場への誘導案内
 - ウ 当所に隣接する公道への駐車に対し、近隣の駐車場への駐車を促す等の駐車場案内
 - エ 駐車場（図面Aエリア）が満車の場合や障害を有するお客様が来所された場合、必要に応じ図面Bエリアへの誘導案内
 - オ その他、庁舎前公道における交通誘導と歩行者等の安全確保
- (6) 可部公共職業安定所
 - ア 来所者の駐車、駐輪状況の点検及び整理（以下、当所施設外の来所者専用駐車場を含む。）
 - イ 駐車場、駐輪場への誘導案内
 - ウ その他、駐車場内における交通誘導、公道からの進入路等での歩行者等の安全確保
- (7) 廿日市公共職業安定所
 - ア 当所に隣接する公道への駐車に対し、当所敷地外の来所者専用駐車場への誘導・説明
 - イ 当所敷地内の障害者専用駐車場への健常者の駐車の制止
 - ウ 当所敷地内の駐輪場所への誘導案内
 - エ 来所者の駐車・駐輪状況の点検及び整理
 - オ 必要に応じて、来所者による隣接する公道への駐車に対し、近隣の駐車場への駐車を促す等の駐車場案内
 - カ 公道からの進入路等での歩行者等の安全確保
 - キ 駐車場開錠前（8時20分から）の利用者の誘導・案内、開錠
 - ク 閉庁時間（17時15分）後の駐車場閉錠（17時20分まで）

6 警備実施に当たっての留意事項

- (1) いずれの庁舎も、警備員の更衣室、休憩室及び駐車場を提供できるスペースはなく、持込車両の駐車費用は受託者負担となること。
- (2) 警備ボックスの設置はできないこと。
- (3) 駐車場案内等警備員が2名以上の施設は、警備員が連携して対処できるよう連絡手段等を確立しておくこと。なお、この場合に使用する携帯電話や無線機等は、受託者の負担となること。
- (4) 駐車・駐輪区域を示すもの、案内看板等の資機材の手配、費用は受託者の負担となること。

7 代金の請求及び支払

- (1) 代金の支払は、月毎に行うこととする。
- (2) 毎月月末、各施設担当者の検査に合格した後、速やかに下記9宛て支払請求書を提出すること。
請求額は、契約金額の12分の1に相当する金額とすること。

- (3) 支払は、適法な支払請求書受理から30日以内に行う。
支払方法は、銀行振込のみである。
- (4) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。
- ア 宛名「官署支出官 広島労働局長」
 - イ 請求者の名称、所在地
 - ウ 案件名称「令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託」
 - エ 請求金額及び内訳
 - オ 振込先の口座情報

8 その他

- (1) 配置する警備員は、少なくとも1年以上の警備業務を経験し、警備区域毎の業務に係る一定水準の能力を有する者とする。このため、落札者は、配置する警備員について、少なくとも1年以上の警備業務を経験していることが確認できる資料を契約締結日までに提出すること（任意様式や既存の資料により、1年以上の警備業務の経験が分かる資料であれば可）。
- (2) 入札時、「入札書」と併せて、「入札内訳書」を提出すること。
様式は任意とするが、内訳書には少なくとも「仕様書2（1）対象施設」ごとの金額を表示すること。
- (3) 当業務について、再委託は認められない（子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）。
- (4) 当業務の苦情処理担当者を1名以上選任し、あらかじめ委託者に届け出ること。担当者は、苦情があった場合、速やかに対応が可能な者とする。
- (5) 問題発生時の連絡先は、各施設の長及び契約担当部局である広島労働局総務部総務課会計第二係とする。
- (6) 契約業務開始日より前に研修として警備員を数日配置することを希望する場合は、申し出ること。この場合、研修等にかかる費用は受託者の負担となること。

9 問い合わせ先（支払請求書提出先）

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島地方合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第二係
TEL：082-221-9241

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行（以下「甲」という。）と〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務（以下「業務」という。）について、次のとおり請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（警備場所、警備方法、請負期間、請負金額）

第2条 請負業務の警備場所、警備方法、請負期間及び請負金額は以下のとおりとする。

- （1） 警備場所
仕様書のとおり。
- （2） 警備方法
仕様書のとおり。
- （3） 請負期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- （4） 請負金額
年額〇円（うち消費税額〇円）

（契約保証金）

第3条 この契約の保証金は、免除する。

（再委託）

第4条 当業務を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することは認めない。

（安全の確保等）

第5条 乙の警備員が、本契約に基づき警備を実施中、労災事故を被った場合、乙が加入する労災保険により対処するものとする。

（事故の発生等）

第6条 乙は、警備を実施するに当たり、事故の発生、又はそのおそれのあるときは甲に通知し、甲は、直ちにこれに対する措置を講じなければならない。なお、甲は、特に事故発生の恐れのある場所などについて、事前に乙に対し、管理方法及び事故防止対策など必要な注意事項を通知するとともに、乙と十分協議をするものとする。

（権限）

第7条 甲は、本契約に定めた警備実施上必要な権限を乙に付与し、警備員の人事及び運営は乙が行う。

（検査）

第8条 乙は、月毎の作業完了後に甲の指定した検査職員の検査を受けなければならない。

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第9条 乙は、検査終了ごとに、第2条の規定により、翌月10日までに請求書を作成し、契約金額の1/12の額を官署支出官広島労働局長に対し請求することとする。なお、端数が生じた場合には初回の請求に含めて請求するものとする。

2 官署支出官広島労働局長は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第10条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期間内に対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(遅滞料)

第12条 甲は、乙が第2条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0%の割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号及び第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 甲が行う検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(4) 第26条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。また、本契約に基づき警備を実施中、第三者及び甲の職員等に対し、身体上あるいは財物上の損害を発生させ、これが乙の責に帰すべき事由による場合は、乙が一切の賠償又は補償の責を負うものとする。

2 甲は、損害を被ったときは、その事実を知った日から7日以内に書面で乙に通知しなければならない。

3 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何ら催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。

(4) 前項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

乙は、第1項第3号又は第4号の事実を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の指示に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10%に相当する額を、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第

8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が、刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第17条 乙が、前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第13条第2項、同条第3項、第18条、第19条、第24条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第13条第2項、同条第3項、第18条、第19条、第24条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第23条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第24条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第25条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第26条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(紛争等の解決方法)

第27条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第28条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第10条、第13条第2項、第14条、第16条、第17条、第20条、第21条、第25条、第26条、第27条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀6番30号
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙

仕 様 書

令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託

1 概要

(1) 件名

令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託

(2) 業務の目的

警備を必要とする区域内において、警備業法に基づき、駐車・駐輪状況の点検・整理及び歩行者等の誘導を実施し、公道の混雑緩和と歩行者等の安全の確保を図る。

なお、広島公共職業安定所は、閉庁時間以降正面玄関を施錠するため、帰宅する来所者を速やかに裏口へ誘導し、他の事務室等への侵入を未然に防止することで、庁舎内の安全確保を図る。

2 対象施設及び警備区域

(1) 対象施設

番号	官署名	所在地
①	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル
②	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家6479-1
③	呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2
④	尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10
⑤	三原公共職業安定所	三原市館町1-6-10
⑥	可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南3-3-36
⑦	廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32

(2) 警備区域

入札関係書類受領書を提出した者及び受注者に、対象施設の図面を提供する。

(本件入札参加及び本件業務履行以外の目的で使用しないこと)。

なお、敷地外駐車場を有する施設があるため留意すること。

また、いずれの区域も状況により適宜変更することがあること。

3 業務委託期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで。

4 警備条件

警備を要する日は、閉庁日(土曜、日曜、祝日、国民の休日及び年末年始)(なお、本契約期間中の年末年始は、令和7年12月27日から令和8年1月4日まで)を除く242日とする。

詳細は、以下のとおり。

(1) 広島公共職業安定所

ア 警備体制

常時1名とする。

イ 警備時間

警備時間は、1日当たり7時間30分とする。

警備する時間帯は、9時00分から17時30分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(2) 広島西条公共職業安定所

ア 警備体制

常時警備1名及び短時間警備1名の計2名とする。

イ 警備時間

(ア) 常時警備

警備時間は、1日当たり6時間とする。

警備を行う時間帯は、9時00分から16時00分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(イ) 短時間警備

① 月曜日・水曜日

警備時間は、9時00分から13時00分までの4時間とする。

② 火曜日・木曜日・金曜日

警備時間は、1日当たり6時間とする。

警備を行う時間帯は、9時00分から16時00分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(3) 呉公共職業安定所

ア 警備体制

常時1名とする。

イ 警備時間

警備時間は、1日当たり6時間とする。

警備を行う時間帯は、9時00分から16時00分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(4) 尾道公共職業安定所

ア 警備体制

常時2名とする。

イ 警備時間

警備時間は、1日当たり7時間とする。

警備を行う時間帯は、8時30分から16時30分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(5) 三原公共職業安定所

ア 警備体制

常時1名とする。

イ 警備時間

警備時間は、1日当たり6.5時間とする。

警備を行う時間帯は、8時30分から16時00分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(6) 可部公共職業安定所

ア 警備体制

常時1名とする。

イ 警備時間

警備時間は、1日当たり6時間とする。

警備を行う時間帯は、9時00分から16時00分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

(7) 廿日市公共職業安定所

ア 警備体制

常時2名とする。

イ 警備時間

警備時間は、1日当たり7時間とする。

警備を行う時間帯は、8時20分から16時20分まで、9時20分から17時20分までの間で、当所担当者と調整の上、決定する。

5 業務内容

(1) 広島公共職業安定所

ア 来所者の駐輪状況の点検及び整理

イ 駐輪場所への誘導案内

ウ 庁舎内警備

エ 閉庁時間（17時15分）後の庁舎内における帰宅する来所者の誘導案内

オ その他、庁舎前公道における交通誘導と歩行者等の安全確保

(2) 広島西条公共職業安定所

ア 来所者の駐車、駐輪状況の点検及び整理（以下当所施設外の来所者専用駐車場を含む。）

イ 駐車場、駐輪場への誘導案内

ウ その他、駐車場内における交通誘導、公道からの進入路等での歩行者等の安全確保

(3) 呉公共職業安定所

ア 来所者の駐車、駐輪状況の点検及び整理

イ 駐車場、駐輪場への誘導案内

ウ 来所者による隣接する商業施設駐車場への駐車や公道上で通行の妨げとなる駐車を発見した場合における担当職員への通報

エ その他、駐車場内における交通誘導、公道からの進入路等での歩行者等の安全確保

(4) 尾道公共職業安定所

ア 図面A、B、Cエリアにおける来所者の駐車、駐輪状況の点検及び整理

イ 駐車場（図面A、B、Cエリア）、駐輪場（図面Aエリア）への誘導案内

ウ 来所者による隣接する商業施設駐車場への駐車や公道上で通行の妨げとなる駐車を発見した場合における担当職員への通報

- エ その他、駐車場内（図面A、B、Cエリア）における交通誘導、公道からの進入路等での歩行者等の安全確保
- (5) 三原公共職業安定所
 - ア 来所者の駐車、駐輪状況の点検及び整理
 - イ 駐車場、駐輪場への誘導案内
 - ウ 当所に隣接する公道への駐車に対し、近隣の駐車場への駐車を促す等の駐車場案内
 - エ 駐車場（図面Aエリア）が満車の場合や障害を有するお客様が来所された場合、必要に応じ図面Bエリアへの誘導案内
 - オ その他、庁舎前公道における交通誘導と歩行者等の安全確保
- (6) 可部公共職業安定所
 - ア 来所者の駐車、駐輪状況の点検及び整理（以下、当所施設外の来所者専用駐車場を含む。）
 - イ 駐車場、駐輪場への誘導案内
 - ウ その他、駐車場内における交通誘導、公道からの進入路等での歩行者等の安全確保
- (7) 廿日市公共職業安定所
 - ア 当所に隣接する公道への駐車に対し、当所敷地外の来所者専用駐車場への誘導・説明
 - イ 当所敷地内の障害者専用駐車場への健常者の駐車の制止
 - ウ 当所敷地内の駐輪場所への誘導案内
 - エ 来所者の駐車・駐輪状況の点検及び整理
 - オ 必要に応じて、来所者による隣接する公道への駐車に対し、近隣の駐車場への駐車を促す等の駐車場案内
 - カ 公道からの進入路等での歩行者等の安全確保
 - キ 駐車場開錠前（8時20分から）の利用者の誘導・案内、開錠
 - ク 閉庁時間（17時15分）後の駐車場閉錠（17時20分まで）

6 警備実施に当たっての留意事項

- (1) いずれの庁舎も、警備員の更衣室、休憩室及び駐車場を提供できるスペースはなく、持込車両の駐車費用は受託者負担となること。
- (2) 警備ボックスの設置はできないこと。
- (3) 駐車場案内等警備員が2名以上の施設は、警備員が連携して対処できるよう連絡手段等を確立しておくこと。なお、この場合に使用する携帯電話や無線機等は、受託者の負担となること。
- (4) 駐車・駐輪区域を示すもの、案内看板等の資機材の手配、費用は受託者の負担となること。

7 代金の請求及び支払

- (1) 代金の支払は、月毎に行うこととする。
- (2) 毎月月末、各施設担当者の検査に合格した後、速やかに下記9宛て支払請求書を提出すること。
請求額は、契約金額の12分の1に相当する金額とすること。

- (3) 支払は、適法な支払請求書受理から30日以内に行う。
支払方法は、銀行振込のみである。
- (4) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。
- ア 宛名「官署支出官 広島労働局長」
 - イ 請求者の名称、所在地
 - ウ 案件名称「令和7年度広島公共職業安定所外6施設における駐車場案内等警備業務委託」
 - エ 請求金額及び内訳
 - オ 振込先の口座情報

8 その他

- (1) 配置する警備員は、少なくとも1年以上の警備業務を経験し、警備区域毎の業務に係る一定水準の能力を有する者とする。このため、落札者は、配置する警備員について、少なくとも1年以上の警備業務を経験していることが確認できる資料を契約締結日までに提出すること（任意様式や既存の資料により、1年以上の警備業務の経験が分かる資料であれば可）。
- (2) 入札時、「入札書」と併せて、「入札内訳書」を提出すること。
様式は任意とするが、内訳書には少なくとも「仕様書2（1）対象施設」ごとの金額を表示すること。
- (3) 当業務について、再委託は認められない（子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）。
- (4) 当業務の苦情処理担当者を1名以上選任し、あらかじめ委託者に届け出ること。担当者は、苦情があった場合、速やかに対応が可能な者とする。
- (5) 問題発生時の連絡先は、各施設の長及び契約担当部局である広島労働局総務部総務課会計第二係とする。
- (6) 契約業務開始日より前に研修として警備員を数日配置することを希望する場合は、申し出ること。この場合、研修等にかかる費用は受託者の負担となること。

9 問い合わせ先（支払請求書提出先）

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島地方合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第二係
TEL：082-221-9241